

安全の手引き

～緊急事態対処マニュアル～

＜フランスで安全に暮らすために＞

平成30年1月版
在フランス日本国大使館

～目 次～

はじめに	2
I. 盗難被害の実態	3
II. 盗難対策「外出先での安全確保」	4
III. 盗難対策「住宅の安全確保」	8
IV. 被害を抑えるための対策と被害後の対策	9
V. 緊急事態に備えた心得 1	12
VI. 緊急事態に備えた心得 2	13
VII. 出入国時の留意事項	16

～はじめに～

フランスは絵画や音楽、ファッションなどの芸術面において世界をリードする地位にあり、世界中から多くの観光客が訪れています。しかしながら、盗難等の犯罪被害は多く、2016年1年間に在仏日本国大使館領事部で取り扱った邦人援護件数は371件に上ります。年間邦人旅行者数(約50万人)と当館管轄内の在留邦人数(約3万6千人、2016年10月現在)を併せた人数と比較すれば、実際に被害に遭われる方はほんの一握りの方々ですが、盗難等の犯罪被害は後を絶たず発生していますので、十分な注意が必要です。

また、2015年11月、パリにおいて国立競技場、カフェ、劇場で一般人をターゲットにした連続テロ事件により多数の死傷者が発生した他、2016年7月には南部ニース市において、フランス革命を祝う花火を見物する客の列にトラックが突入する事件が発生しています。

現在の国際テロ情勢を鑑みれば、都市部での大規模テロ事件等が発生する危険性は引き続き存在すると考えなければならず、また、大規模自然災害等に対しても、いざという時のための備えが必要です。

当館では、皆様が安全対策を実行されるに当たって、被害事例や対処方法などをお知らせすることにより、被害に遭わない、被害を出来るだけ防ぐために助言をさせていただく目的で本マニュアルを作成しました。

本マニュアルを参考に各自で対策を実行し、フランス滞在が安全なものとなるようお気を付けください。

なお、テロ・誘拐対策に関しては、外務省海外安全ホームページに掲載されている以下を御参照ください。

- ・パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」
 - ・パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
- (パンフレットは、<http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html> に掲載。)

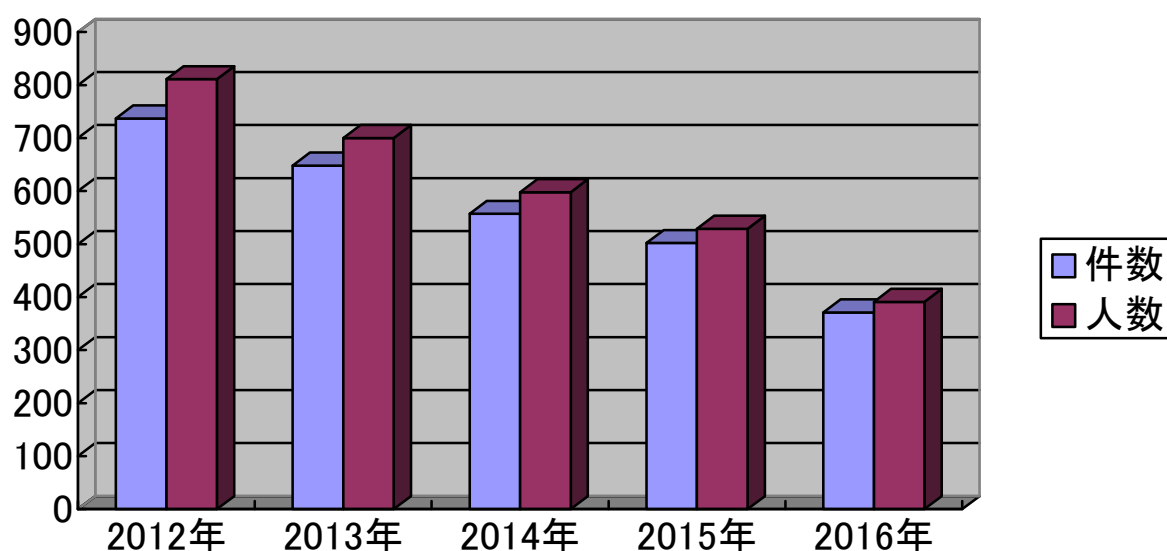
I. 盗難被害の実態

全体像

大使館領事部には、旅券や財布の盗難などに遭い、旅券の発給等の申請に来られる方が多数いらっしゃいます。2016年の1年間に当館で認知した強盗・窃盗の被害に遭われた邦人の方は371件（昨年は502件）、被害人数は391人（昨年は529件）となり（出典：外務省海外邦人援護統計）、減少傾向にあります。これは、邦人渡航者数の減少及び2013年6月にパリ警視庁が発表した観光客の安全に関する新たな取り組みが功を奏したものと思われませんが、依然として多くの方が犯罪被害に遭っています。

当館では、被害事例の分析を行い、パリ警視庁との会合の際に被害事例（個人情報を除く）を提供するなど、被害防止に関して申し入れを行っています。

強盗・窃盗被害件数・人数の推移



被害地域

パリ市内及び近郊9割 その他1割

大使館独自の統計によれば、全体の約9割がパリ市内及び近郊における被害です。犯罪の形態としては、スリ被害、置き引き被害が全体の86%を占めています。また、被害に遭う場所としては、23%がパリ市内及び近郊のメトロ（地下鉄）内で発生しており、オペラ座界限や凱旋門・シャンゼリゼ通り界限など有名な観光地やその近くの路上でも多数発生しているため、特にこれらの場所では注意をする必要があります。

II. 盗難対策「外出先での安全確保」

在留邦人の皆様は、スリ、ひったくり、置き引きなどの犯罪被害には、日頃から相当注意されているものと思います。一般的には、貴重品はなるべく携行せず、現金等は分散して所持すること等が必要ですが、これらに併せ、改めて、以下の点にご留意ください。

～被害に遭わないようにする～

被害に遭わない秘訣 1：スキを作らない

犯人はあなたの行動を見てスキがあるかどうかを判断します。

- ① おしゃべりに夢中になる。
- ② ショッピングに気をとられる。
- ③ 両手に買い物袋などを持つ。
- ④ バッグの口が開いている。
- ⑤ 荷物の中身がとりやすい。
- ⑥ 荷物を置いたまま離れる。

○ スキはありませんか。

ベビーカーを押している人も要注意です。

スキを作らないようにすることは簡単なことですが、これを持続することは大変です。在留邦人の皆様の中には、マルシェでスリに遭われる方もいらっしゃいます。人混みでは、一瞬気が散るなどスキが出来てしまいますので注意が必要です。

被害に遭わない秘訣 2：1分1秒，2分2秒，3分3秒

1分の間に1秒だけだったらできるはずですよ。

常にスキを作らないよう気を配るのは大変です。今いる場所の危険度に応じて、間隔を開けてもいいでしょう。1分に1秒，2分に2秒，3分に3秒だけ，自分にスキがないか振り返ってみてください。

- ① バッグに手を添える。
- ② ポケットに手を当ててみる。
- ③ チャックが閉まっているか調べる。
- ④ 歩いているところが危険でないか注意する。
- ⑤ 怪しいバイクがつけてこないか振り返るなどし確認する。

危険信号 1：スキを作られる

あなたがスキを見せなくてもスキを作られることがあります。

① エスカレーターで物を拾うふりをして立ち止まる。

(後ろにいるあなたがそれに気を取られている間に、さらに後ろにいる仲間が物を盗る)

② 時間や道を聞いたり、アンケートや署名を求めたいなどして話しかける。

(話しかけてきた人に気を取られている間に仲間が物を盗る)

③ 周りを取り囲んでしまう。

(注意する人が多くて気が回らない)

- スキを作られそうになったときは、相手の手にのらないでやり過ごすことです。

前の人が立ち止まる、話しかけられるなど、誰かにスキを作られそうになったら「まず荷物を抱える」ことが大切です。まずは落ち着いて荷物を確保しましょう。

危険信号 2：オートバイによる引ったくり

オートバイによる引ったくりは非常に危険です。

歩道を歩くときは建物側を歩き、バッグなども建物側に持つなどの対策が有効でしょう。なお、バッグを盗られないようにしっかり持っていたため、引きずり倒されて打撲、骨折をした人もいます。できるだけ盗られないように注意することは勿論ですが、盗られてしまったら、自分の身の安全も考え、バッグから手を離すことも必要かも知れません。

危険信号 3：車に関する盗難（自動車盗難又は車上狙い）

どのような被害があるのでしょうか？

① 駐車した車を盗まれる。

② 車中に置いた物を盗まれる。

- 駐車する際には、短時間であっても鍵をかけ、荷物は外から見える場所に物を置かない（極力トランクに入れる）等してください。

③ 赤信号や渋滞などで停車した際、窓ガラスを割って、膝上のバッグ等を強奪する。

特に CDG 空港からパリ市内に向かう道路上において多発していますので、以下の点に注意してください。

- ハンドバッグ等の手荷物は膝上や座席に置かず、トランクに入れる。
- やむを得ず、手荷物を車内に持ち込む際には、左座席後方（運転席後方）の足元に置き、外部から見えないように工夫（足で隠すようにするか布などをかける等）する。一人で運転中、助手席の足元に置いていたが盗難されたケース、後方右側に乗車中、外部から見えないように人とドアで挟むように置いていたが盗難されたケースも報告されています。
- 特に多く発生している場所は、Stade de France（サンドニにある多目的競技場）を過ぎたトンネル付近（トンネル内やトンネルを過ぎて数百メートルの場所）です。この付近を走行中に渋滞している場合は、可能な限り、一番右側の車線は避け、真ん中か一番左側の車線に移動する（報告されているケースは全て一番右側の車線を走行中に右側の窓ガラスを割られています）。

- また、パリ近郊の人気のない場所にある赤信号で停車中に後ろから車に追突され、事故処理のために降車したところ、覆面の男に脅され、ひるんだ隙に車を持ち去られるというカージャック被害も発生しています。

危険信号 4：睡眠薬を使用した犯罪

睡眠薬はたとえ少量であっても大変危険です。

パリ市内において、エッフェル塔など観光名所を散策中、欧米系の男性から英語で話しかけられ、チョコレート、アイスクリームなどを勧められるまま口にしたところ、突然意識を失い、気がついた時には所持品を盗まれていたといったケース、邦人女性がカフェにて飲食中、流暢な日本語で話しかけられ、相手の勧めに応じてビールを飲んだところ、意識を失い、暴行されたといったケースもあります。

むやみに見知らぬ人から飲食物を勧められても、断る勇気が必要です。



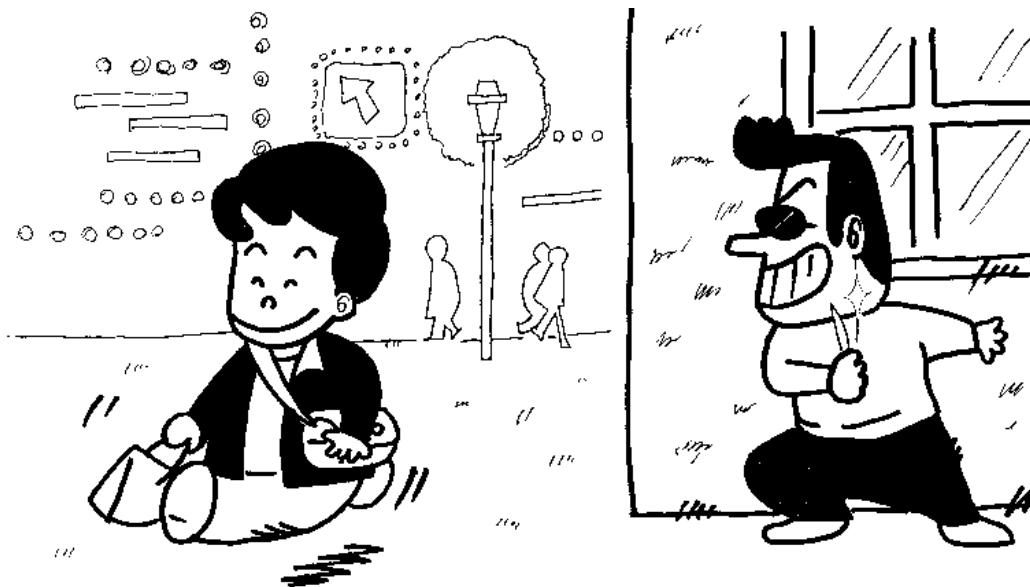
危険信号 5：偽警察官等による詐欺被害

警察官が公道上で財布等の提示を求めることはありません。

シャンゼリゼ通りを歩行中、私服警察官を称する男性が近寄り、偽札の検査をしているとして財布の提出を求められたため、一時的に財布を渡した。その後、財布の返還を受け中身を確認したところ、紙幣が抜き取られていた。また、オペラ通りを散策中、地図を持った男性が近寄り、道を尋ねられたため対応していたところ、麻薬の捜査をしているとして警察官を名乗る男が近寄り、財布の提示を求められた。最初に話しかけてきた男も財布を渡していたので自分も財布を渡した。その後中身を確認したところ、紙幣が抜き取られていたといった偽警察官による被害があります。

また、車に乗車しているイタリア人のデザイナーを名乗る男に話しかけられ、今すぐニースで行われるファッションショーに行く必要があるが車のガソリンがなく、自分の所持するカードが使用出来ないの、代わりに支払いを行って欲しいとして、自分の連絡先を書いた紙と、お礼として最新のバッグ等を渡されるが、連絡先の紙はいつの間にかなくなっており、バッグ等も偽物であり、あとで騙されたことに気が付くという詐欺被害も発生しています。このケースの場合、犯人の口車に乗せられ、現金も騙し取られることが多いです。

- 地図を広げ道を尋ねる外国人らしき人物から話しかけられた場合には、先ず警戒し、断つてもしつこく話しかけてくる場合には速やかに立ち去る。
- 私服警察官やデザイナーを装う不審な人物には注意する。



人気の少ない路地裏では周囲に十分気を付けること

危険信号 6：メトロ内におけるスリ被害

犯罪者は常にあなたの行動を観察しています。

パリ市内はメトロ(地下鉄)が発達しており、市内の移動手段としては利便性も高く、多くの在留邦人や日本人観光客も利用していますが、車内でのスリ被害が多発しています。

地下鉄に乗車した際、数人の子供(或いは女性)に取り囲まれ、身動きを取れなくされた上で気がついたらバッグの中から財布を盗まれるケースや、地下鉄駅ホームで男性から「背中が汚れているので上着を脱いだ方がよい。」と促され、その汚れを拭いている際に、足下に置いたバッグを取られ、走って逃げられる等のケースもあります。

○ 被害の多くは混雑時の電車内、或いはホーム上で発生しています。以下の注意事項を参考に安全対策に心がけてください。

- ① ハンドバッグ等は、留め具やファスナーをしっかりと閉め、ファスナー部分を内側にして体の正面でしっかり持つ。
- ② パスポートや財布等の貴重品は内ポケットに入れ、ズボンの後ろポケットなど他者が容易に見える状態にはしない。
- ③ 電車内のみならずホーム等地下鉄駅構内でも常にバッグ等の所持品に気を配る。
- ④ 犯人の多くが女性や子供の集団です。子供が集団でスリなどの犯罪行為を行うとは日本ではあまり考えつかないことですが、相手が子供だからと油断せず、むしろ子供や少女の集団に遭遇したら、警戒度を高めるくらいの意識が必要です。

Ⅲ 盗難対策「住宅の安全確保」

パリ警視庁等から入手した侵入盗の特徴、手口などをご紹介しますので、アパートへの侵入防止対策をとられることをお勧めします。

手口・傾向

「たまたま盗」

たまたま盗とはアパートの門扉や内扉がたまたま開いているところが狙われる事案です。例えば、管理人がゴミ出しなどでたまたま扉を開けているような状態が狙われることとなります。泥棒はそのようなアパートを常に物色しているそうです。

なお、ある程度の防御を施せば泥棒は侵入を諦めると言われており、日本では侵入に5分以上かかると泥棒は諦めるそうです。フランスでもさほど変わりはないと思われますので、簡単に室内に侵入できないよう、次のような対策を講じることをお勧めします。

対 策

- ① 玄関扉、窓の鍵をきちんとかける。
- ② オートロックの場合であっても内側から確実に施錠する。
- ③ アパートの自室の鍵はできるだけ入居時に変える（前住者が合鍵を持っている可能性もあります）。
- ④ ベランダの窓などから侵入が容易な場合には、窓の内側に植木を置くなどし、簡単に侵入できないようにすると効果的です。

住宅の選定に当たっての対策

- ① 地上階などに店舗が入っていない建物。
- ② なるべく上の階。

旅行などで長期不在になる場合の対策

- ① 郵便受けに郵便物がたまらないようにする。
- ② 新聞の配達を受けている場合には配達を一時取りやめる。
- ③ タイマーなどにより、夜間に電灯をつける等し、不在であることがなるべく知られないようにする。

IV 被害を抑えるための対策と被害後の対策

被害防止策 1：貴重品は分散する

いくら自分でスキがないようにしていても物を盗られることはあります。

貴重品はまとめて所持せず、分散して持つことが被害を最小限に抑える第一歩です。スリや置き引き犯の狙いは主に現金です。財布がありそうなところを狙ってきますので、バッグの中に財布と貴重品を一緒に入れていると、万が一バッグを盗られたときに何も無くなってしまいます。現金とクレジットカード、パスポートはそれぞれ分散して持つことを心掛ければ、万が一盗難にあっても被害は少なくなります。

被害防止策 2：パスポートは単独で所持

現金とパスポートを一緒に所持していると現金とともにパスポートも盗られます。

パスポートを単独で持っている場合に、パスポートのみを盗られるということは殆どありません。パスポートは大事なものなので、ついつい現金やクレジットカードなどの貴重品と一緒に持つようになりがちですが、パスポートは財布などの貴重品とは別に、単独でお持ちになることをお勧めします。また、ご夫婦、ご家族のパスポートをまとめて所持されている方がおりますが、それぞれがお持ちになることをお勧めします。万が一盗難などの被害に遭われると、旅行日程の変更を余儀なくされる場合もありますので、ご注意ください。



～被害に遭ってしまったら～

パスポートの盗難

盗難や紛失などでパスポートを無くしてしまった場合には次の二つの方法があります。

- ① 盗難・紛失に伴うパスポートの新規発給
- ② 「帰国のための渡航書」の発給

在留邦人の皆様は、基本的にはパスポートの発給を希望されると思われませんが、発給には時間を要しますので、他国に赴くことなく日本に直接帰国される場合には、「帰国のための渡航書」にて帰国することが可能です（「帰国のための渡航書」とは、日本に帰国するためだけに使用する旅券に代わる書類です）。

※ 必要書類

パスポート、帰国のための渡航書の発給には以下の書類が必要です。なお、帰国のための渡航書申請の際、戸籍謄本、運転免許証等がない場合は、領事部窓口にご相談ください。

- (1) 申請書（来館時に記入）
- (2) 警察の盗難届証明書（Récépissé de déclaration de vol）
- (3) 戸籍謄本（抄本）6ヶ月以内に発行されたもの
- (4) 写真2葉（縦4.5cm×横3.5cm）6ヶ月以内に撮影したもの
- (5) 本人確認できる書類 日本の運転免許証等の公文書（国際免許含む）
- (6) フランス滞在許可証（提示） ※在留邦人の方の場合
- (7) 日本への航空券（航空券予約証明書） ※「帰国のための渡航書」の申請の場合のみ

クレジットカードを止めましょう

クレジットカードを盗られた場合、早急に使用停止の手続きを取りましょう。

（この手続きは、本人以外にはできませんのでご注意ください。また、下記に案内する番号は、コレクトコール可と書いてあるもの以外、原則、固定電話からは無料で通話が可能ですが、携帯電話からだと繋がらないか、繋がっても料金が発生する可能性があるとのことですので、ご注意ください）

アメリカンエクスプレス (American Express)

TEL : 0-800-908-391 (24 時間日本語対応)

ビザカード (Visa Card)

TEL : 0-800-919-552 (24 時間日本語対応)

マスターカード (Master)

TEL : +1-636-722-7111 (24 時間日本語対応, コレクトコール可)

0-800-901-387 (24 時間日本語対応)

JCBカード

TEL : 00-800-00090009 (24 時間日本語対応)

UCカード

TEL : 00-800-8005-8005 (24 時間日本語対応)

DC カード

TEL : 00-800-3770-1818 (24 時間日本語対応)

ダイナースカード (Diners)

TEL : +81-3-6770-2796 (24 時間日本語対応, ダイナースクラブ)

+81-3-6770-2801 (SuMI TRUST CLUB カード)

シティバンク (CitiBank)

TEL : +81-45-330-2890 (24 時間日本語対応)

日本へのコレクトコール (KDDI)

日本で発行されたカードであれば、このコレクトコールを通じ各カード会社の緊急連絡先へつないでもらうことも可能です。なお、この番号へも、固定電話から無料で通話が可能ですが、携帯電話からだと繋がらないか、繋がっても料金が発生する場合がありますとのことですのでご注意ください。TEL : 0-800-990-081 (24 時間日本語対応)

警察への被害届

盗難被害(物損)は海外旅行傷害保険でカバーされることがあります。

保険で損害をカバーしてもらうためには、警察に被害を届け出て「盗難届証明書(Récépissé de déclaration de vol)」を作成してもらう必要があります。

なお、パリ市内の代表的な警察の所在地は下記の通りですが、電話では予約・作成を依頼することは出来ませんので、直接、最寄りの警察署に出向いてください。

パリ警察署リスト

2018年1月現在

第01区	Commissariat Central	45,Place du Marche St-Honore	電話 : 01.40.20.19.00
第02区	Commissariat Central	18,rue du Croissant	電話 : 01.44.88.18.00
第03区	Commissariat Central	4bis,rue aux Ours	電話 : 01.42.76.13.00
第04区	Commissariat Central	27,boulevard Bourdon	電話 : 01.40.29.22.00
第05区 第06区	Commissariat Central	4,rue de la Montagne Ste-Genevieve 05区と06区の中央警察は05区の庁舎に統合	電話 : 01.44.41.51.00
第07区	Commissariat Central	9,rue Fabert	電話 : 01.44.18.69.07
第08区	Commissariat Central	1,avenue du General Eisenhower	電話 : 01.53.76.60.00
第09区	Commissariat Central	14 bis,rue Chauchat	電話 : 01.44.83.80.80
第10区	Commissariat Central	26,rue Louis Blanc	電話 : 01.53.19.43.10
第11区	Commissariat Central	12-14,passage Charles Dallery	電話 : 01.53.36.25.00
第12区	Commissariat Central	80,avenue Daumesnil	電話 : 01.44.87.50.12
第13区	Commissariat Central	144, boulevard de l' Hopital	電話 : 01.40.79.05.05
第14区	Commissariat Central	112-116,avenue du Maine	電話 : 01.53.74.16.01
第15区	Commissariat Central	250,rue de Vaugirard	電話 : 01.53.68.81.00
第16区	Commissariat Central	2, rue Prokofiev	電話 : 01.55.74.50.00
第17区	Commissariat Central	19-21,rue Truffaut	電話 : 01.44.90.37.17
第18区	Commissariat Central	79-81,rue de Clignancourt	電話 : 01.53.41.50.00
第19区	Commissariat Central	3-5,rue Erik Satie	電話 : 01.55.56.58.00
第20区	Commissariat Central	3-7, rue des Gâtines	電話 : 01.44.62.48.01

V 緊急事態に備えた心得 1

2015年1月の新聞社襲撃事件、同年11月のパリ連続テロ事件、及び2016年のニースにおけるトラック突入事件など、フランスにおけるテロの脅威は、以前にも増して高まっていると言わざるを得ません。

また、大規模な事件・事故が発生した場合など、日常生活に甚大な影響を及ぼす可能性もあります。

そのような緊急事態に際して、在留邦人の皆様が的確、且つ迅速に対応できるよう「平素の心構え」「準備」「緊急時の行動」について、最も重要と思われる点を簡単にまとめました。

以下を参考にいただき、危機に際し、落ち着いて行動できるよう心掛けてください。

平素の心構え

緊急時に最も重要なことは「情報」です。

何処でどのようなことが起きているのか、発生した事態により誰がどのように影響を受けているのかといった事件情報を集めることや、家族や知人、友人、同僚などの家族の安否情報、さらにはこの事態にどう対処すればいいのか等、これらの情報を集めるとともに、自分や家族の安否情報を関係する人に発信していく必要があります。そのためにはパニックに陥らないよう、予め関係者の連絡先を書いたリストを作るなどし、想定される避難場所を決めておく必要があります。また、このような緊急事態が発生した際には流言飛語（デマ）が飛び交うことが多いので、確実な情報に基づいて行動する冷静さが必要です。

準備

食料品等の備蓄

フランスでは、特に大規模な物品の備蓄は必要ないと思われませんが、緊急事態発生時には付近での買い物が困難になる可能性がありますので、食料、飲料水、乾電池等がある程度保管しておくことをお勧めします。

緊急事態ではありませんが、2010年9月のスト発生時に、ガソリンスタンドに給油待ちの車が長蛇の列を作ったこともあります。

VI 緊急事態に備えた心得 2

連絡体制の整備

在留届は提出していらっしゃいますか？

在留届は外国に3ヶ月以上滞在する方が提出することになっています。緊急時の連絡先を把握する資料として非常に役立ち、領事サービスを提供する際の基礎になるものですので、必ずご提出ください。

また、住所、電話などの記載事項の変更や帰国、転勤などフランスを離れる際にも必ず書面でご連絡ください。

- ① フランスに3ヶ月以上滞在される方は、必ず在留届を提出してください。
- ② 緊急事態に備え、家庭や会社、団体などを構成する方はそれぞれの日常の行動、通勤、通学の経路、利用交通機関などの情報をお互いに把握しておいてください。また、知り合いや身近の方でグループを作るなどし、緊急時に連絡を取り合うネットワークを作成し、万が一に備えることをお勧めします。
- ③ 緊急事態が発生した場合は、在留届を提出頂いている方には緊急一斉通報（INSIDE）で緊急メールを送信する他、大使館ホームページ（<http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/>）や日本大使館メールマガジン、安全対策ネットワークを通じ、緊急情報を発出します（メールマガジン、安全対策ネットワークの加入登録方法は当館HPに掲載されております）。なお、NHK海外放送（テレビのみならず短波ラジオ放送を含む）などを通じて情報を提供することがありますので、これらメディアにもご注意ください。また、場合によっては登録されている携帯電話にSMSによる安否照会を実施することもあります。
- ④ 緊急時には携帯電話は長時間使用不可能になることも想定されます。場合によっては、固定電話も不通になることもあり得ますので、そのような場合の情報伝達手段につき予め検討しておく必要があります。また、緊急時の集合場所、一時避難先などを予め決めておくことをお勧めします。
- ⑤ 緊急連絡先などはメモにして常時携帯するようしてください。携帯電話のメモリーはバッテリーが有効な間しか使用することが出来ませんので、メモリーに頼ることは十分ではありません。
- ⑥ 多くの邦人の方が巻き込まれる可能性のある大規模自然災害等の際に、外務省海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp>）にオンライン安否照会システムが立ち上がることがありますので、こちらも参考にしてください。
- ⑦ なお、在留届とは別に3ヶ月未満の渡航者向けに、自分の旅行日程等を登録する「たびレジ」があります（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）。この「たびレジ」に登録することにより、渡航先国の大使館が発出する緊急メールを受け取ることが出来ますので、出張や旅行で仏国外に行かれる際は、是非ご利用ください（具体的な旅行等日程が決まっていなくても登録できる簡易登録機能もあります）。

緊急時の行動

冷 静

緊急時には、事態の迅速・正確な把握が困難なこともあり、パニックに陥りがちです。冷静に、落ち着いて、まずは連絡すべきところに連絡するよう心掛けましょう。

情報の選別

緊急時には様々な情報が飛び交います。その中には事実に反するいい加減な情報もありますので、誤った情報に惑わされないよう、また、流言飛語（デマ）にも十分ご注意ください。

行 動

テロ・爆発事件等の緊急事態に遭遇した場合、被害を最小限に抑えるため、例えば次の諸点を心がけられることをお勧めします。

(1) 予防措置

- ア 退避ルートを確認する。
- イ 隠れられる場所を確認する。
- ウ 常に周囲の状況に注意を払い、不審者や不審物を見かけたら速やかにその場を離れる。

(2) 対処法

- ア その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとる。
- イ 頑丈なものの陰に隠れる。
- ウ 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、速やかに、低い姿勢を保ちつつ安全なところに退避する。
- エ 安全を確保した後、大使館、或いは自宅などに安否の連絡をする。

主な緊急連絡先

<在仏在外公館>

在フランス日本国大使館・・・０１．４８．８８．６２．００
在ストラスブール総領事館・・・０３．８８．５２．８５．００
在マルセイユ総領事館・・・０４．９１．１６．８１．８１
在リヨン出張駐在官事務所・・・０４．３７．４７．５５．００

<在仏関係機関・団体>

在仏日本人会・・・０１．４７．２３．３３．５８
在仏日本商工会議所・・・０１．４５．６３．２７．４２
パリ日本人学校・・・０１．３０．４５．３４．３４
パリ観光局 (OFFICE DU TOURISME ET DES CONGRES DE PARIS)

25,rue des Pyramides 75001 Paris

<http://ja.parisinfo.com/>

警 察：１７（携帯からは１１２）， 消 防：１８， SAMU：１５

<その他>

・下記リストは、一般的な情報提供として作成したもので、当館が紹介・斡旋するものではありません。また、各医療機関、弁護士事務所等の診療や業務の質を保証するものでもありません。

・各医療機関、弁護士事務所等は、原則予約制となっておりますので、連絡、照会は、直接ご自身で行ってください。診察料、保険適用の可否、弁護士費用等についても、事前に問い合わせることをお勧めします。

・医療機関、弁護士事務所等とのトラブル等につきましては、当館として一切責任を負えませんので、予めご了承の上、ご利用ください。

<日本語の通じる病院・医師>

Hopital Americain (アメリカン・ホスピタル) : 63,Boulevard Victor Hugo,92000 Neuilly-sur-Seine

Tel :01.46.41.25.25 (代表)、01.46.41.25.15 (日本人セクション)

Dr.Patrick DOUIEB (内科・小児科・産婦人科) : 65bis,avenue Victor Hugo,92100 Boulogne-Billancourt

Tel :01.46.03.37.24

Dr.Brigitte INAZUMA (針灸治療医) : 127, rue Lafayette, 75010 Paris

Tel :01.48.78.22.33

Dr.Takeshi KONDO (循環器内科) : 55, avenue du Maine, 75014 Paris

Tel :01.42.79.03.81

Dr.Remy TANIMURA (歯科) : 8, place General Catroux, 75017 Paris

Tel :01.56.33.39.00

Dr.Jean-Paul MULLER (一般歯科、小児歯科) : 390, rue Saint Honore, 75001 Paris

Tel :01.42.67.75.15

Dr.Hiroaki OTA (精神科、心の健康相談) : 59,boulevard Victor,75015 Paris

Tel :01.45.33.27.83

<弁護士>

橋本国際法律事務所 : 71, Avenue Kléber 75116 Paris

Tel :01.47.20.23.18

CLARÉ : 4, Rue Bayard 75008 Paris

Tel : 01.42.89.24.48

長澤弁護士 : 50, Avenue Foche 75116 Paris

Tel : 01.45.33.69.16

辻弁護士 : 11, Boulevard de Sébastopol 75001 Paris

Tel:06.19.67.48.10

ポアザ弁護士 : 3, Place André Malraux 92390 Villeneuve la Garenne

Tel :06.63.74.84.54

<法定翻訳事務所>

前野翻訳事務所 : 21, rue d'Argenteuil,75001 Paris Tel :01.42.86.85.58

JIC 翻訳事務所 : 10,rue de Louvois,75002 Paris Tel :01.40.20.43.86

Ⅶ 出入国時の留意事項

1. 査証 (V I S A)

フランスの査証は、長期滞在査証 (VISA DE LONG SEJOUR : D, 1年有効の数次入国査証) と短期滞在査証 (VISA DE COURT SEJOUR : C) に大別されますが、原則として、日本人は短期滞在査証を取得する必要がありません。

フランスに長期滞在査証を取得して滞在する場合、入国後に各種手続きが必要になりますので、下記を参考にして手続きを行ってください (手続き内容の詳細については、入国後、各手続き先にお問い合わせください)。

2. 短期滞在者 (観光・商用・知人訪問)

(イ) 日仏間には査証免除取極が結ばれているため、観光・短期商用 (報酬を得ないもの)・知人訪問等、就労を伴わず且つ3ヶ月を越えない滞在の場合は、フランス入国査証は不要となっています (注: フランス当局は1ヶ月を30日として計算するので、実際は90日以内の滞在には入国査証は不要となりますので、ご注意ください)。なお、日本人に対するフランスの入国審査は、比較的緩やかとの印象を持ちますが、入国審査担当官は、審査の際に以下の事項について職務質問する権限を持っています。

(a) フランスに滞在する期間中の滞在費を十分に有しているか (現金・トラベラーズチェック・クレジットカードなどで十分な滞在費を証明することが必要)。

(b) フランスにおける滞在先が確保されているか (例えばホテルの予約証明書、団体旅行者である事の証明)。

(ロ) 現在、欧州においては、外国人の短期滞在に関する共通政策がとられつつあり、いわゆるシェンゲン領域 (注) においては、シェンゲン国境規則が存在しています。2013年7月19日発効で、シェンゲン国境規則が改正され、シェンゲン領域に短期滞在目的で渡航される場合、有効期間がシェンゲン領域国からの出国予定日から3か月以上残っており、かつ、10年以内に発行されたパスポートを所持している必要がありますので、ご注意ください。シェンゲン国境規則や渡航予定国の措置の詳細につきましては、各国の政府観光局や各国の大使館にお問い合わせください。

なお、シェンゲン国境規則のその他の主な改正内容は以下のとおりです。

1. 従来、シェンゲン国境規則においては、域外国の国民がビザ免除で短期滞在が認められる期間について、「最初の入城の日から6か月のうち最大3か月の間」との規定が存在していました。

2. 上記1.の規定に関して、2013年10月18日から「あらゆる180日の期間内で最大90日間」に改正されることとなりました。本改正により、過去180日以内の滞在日数はすべて短期滞在の期間として算入されることとなります。我が国は、各シェンゲン領域国との間で、二国間のビザ免除措置に関する枠組みを有していますが、現在、シェンゲン領域における域外国国民の短期滞在に関する措置の状況は流動的であることから、シェンゲン領域を長期間訪問する予定のある方は、十分な注意が必要です。

3. シェンゲン領域を180日以内に90日を超えて訪問する (複数のシェンゲン領域国を訪問し滞在期間が90日を超える場合や、シェンゲン領域をトランジットで通過する場合があります。)方は、事前に、渡航予

定国の措置に関する情報を各国の政府観光局や各国の大使館に問い合わせて確認することをお勧めします。

(注) シェンゲン領域 (2018年1月現在)

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

3. 長期滞在者 (就労・留学・仏人の配偶者等)

3か月以上フランスに滞在する場合は、長期滞在査証を取得して入国するとともに、フランス入国後、居住地が決定次第、2か月以内を目途に OFII (フランス国立移民・同化事務所) に対してフランス滞在の事実を報告した上で手続きを行い、認証 (VIGNETTE) が旅券上に貼付されるまで、たとえ有効な査証を有している場合であっても、正規滞在者とみなされませんので注意を要します (従って、この認証が添付されるまで、仏国外への出国はお勧めしません)。

なお、査証の有効期間を超えて滞在を希望する場合には、同査証が失効する少なくとも2か月前には、居住地を管轄する県庁 (パリにおいてはパリ警視庁) 等に滞在許可証取得申請を行うこととなります。滞在許可証を取得した後は、同許可証を随時更新していくこととなります。

他方、フランスの長期滞在査証を入手した場合であっても、滞在資格によっては査証の有効期限が3か月となっている場合がありますので、その時には OFII への手続きをすることなく、居住地が決まり次第、居住地を管轄する県庁等に滞在許可証の発給申請を行うこととなります。滞在許可証の発給申請は、入国後遅くとも2か月以内の査証有効期限内に行う必要があります。

なお、ワーキング・ホリデー査証を取得して入国した場合は、滞在許可証の取得を免除されていますので、OFII 及び居住地を管轄する県庁等に対する手続きは不要ですが、就労する場合には臨時就労許可証 (AUTORISATION PROVISOIRE DE TRAVAIL) の取得が必要です。

査証申請は在日本フランス大使館で行いますが、査証申請のために必要な書類はフランスへの渡航目的及び滞在期間によって異なるので、在日本フランス大使館に直接お問い合わせください。

また、長期滞在者がお子様を同伴してフランスに滞在される場合、お子様が18歳以上の場合は滞在許可証を、18歳未満の場合には「Document de circulation」と称する証明書を取得する必要があります。この証明書は、両親の滞在許可証取得後、居住地を管轄する県庁 (パリ市在住の場合はパリ警視庁) にて申請することとなります。

4. フランス滞在に関する罰則

不法に滞在期間を越えて滞在したり、滞在許可証を取得せずに居住を続けた場合には、法律上1年の禁固及び罰金を課せられることがあります。更に国外退去の上、最高3年のフランス入国禁止措置が適用されることもありますので、滞在期間は遵守してください。